



## 「まねき TV」事件

東京地裁平成 19 年（ワ）5765 号 H.20.6.20 判決

弁護士 鈴木良和

### 第 1 事案の概要

本件は、放送事業者であり、各周波数で地上波テレビジョン放送（以下、総称して「本件放送」という。）を行っている原告らが、「まねき TV」という名称で、被告と契約を締結した者がインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴することができるようにするサービス（以下「本件サービス」という。）を提供している被告に対し、被告の提供する本件サービスが、本件放送について原告らが放送事業者として有する送信可能化権（著作隣接権。著作権法 99 条の 2）を侵害し、また、各著作物（以下、総称して「本件番組」という。）について原告らが著作権者として有する公衆送信権（著作権。著作権法 23 条 1 項）を侵害している旨主張して、著作権法 112 条 1 項に基づき、本件放送の送信可能化行為及び本件番組の公衆送信行為の差止めを求めるとともに、民法 709 条、著作権法 114 条 2 項に基づき、著作権及び著作隣接権の侵害による損害賠償の支払を求める事案である。

### 第 2 結論

原告らの請求をいずれも棄却。

### 第 3 争点

- (1) 本件訴えは訴権の濫用によるものとして却下されるべきものか（本案前の答弁）
- (2) 本件サービスにおいて、被告は本件放送の送信可能化行為を行っているか。
- (3) 本件サービスにおいて、被告は本件著作物の公衆送信行為を行っているか。

### 第 4 著作権法の体系

#### 第 23 条第 1 項 公衆送信権

著作権者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

#### 第 2 条第 1 項第 7 号の 2

公衆送信 公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送

信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

#### 第2条第1項第8号

放送 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。

#### 第2条第1項第9号の2

有線放送 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

#### 第2条第1項第9号の4

自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

#### 第2条第1項第9号の5

送信可能化 次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようになることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

#### 第99条の2 送信可能化権

放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。

#### 第2条第1項第9号

放送事業者 放送を業として行なう者をいう。

第2条第1項第9号の3

有線放送事業者 有線放送を業として行う者をいう。

## 第5 裁判所の判断

### 1 事実認定

#### (1) ソニー製「ロケーションフリー」の機能、利用手順等

##### ア ロケーションフリーの機能及び種類について

ロケーションフリーは、テレビアンテナなどをつないだベースステーションから、別の場所にある「TVボックス」や手元の専用モニター、手持ちのパソコン、あるいは「プレイステーション・ポータブル」などの受信側の機器に映像を送信する商品である。

ロケーションフリーは、製品を購入したユーザーにおいて、①自宅内では有線又は無線LANを用いることによって、自宅内の好きな場所でテレビ放送を視聴することを可能にする機能を有し、②自宅外ではインターネット回線を用いることで、外出先や海外等においてもテレビ放送の視聴を可能にする機能（以下「NetAV機能」という。）を有する（本件サービスは、NetAV機能を用いるものであるから、以下においては、NetAV機能を用いる場合について論じることとする。）。

#### (2) 本件サービスの目的

本件サービスは、被告において、ベースステーションを利用するのに必要な接続をし、ベースステーションを被告の事業所内で保管及び管理することによって、本件放送の放送波が届かない海外や国内地域に居住している利用者等においても、任意に希望する本件放送を視聴することができるようにすることを目的としている。

#### (3) 本件サービスの仕組み

本件サービスにおいては、次の機器類が、おおむね別紙2のとおり接続されている。

なお、実際には、ベースステーションの機種は1種類に限られず、専用モニター型とパソコン型とが混在している。また、ベースステーションの個数については、解約等により、随時若干の増減があり、当初はベースステーションが接続されていた箇所にも何も接続されていないことがある。平成19年7月29日当時、本件サービスの利用者は74名であり、被告の事業所内には74台のベースステーションが設置され、4台のルーター、4台のハブ、22台の分配機及び、1台のブラスターが設置されていた。

本件サービスにおいて使用されるソフトウェアは、いずれもソニーが開発したもの

であり、被告が独自に準備したソフトウェアは使用されていない。

ア ベースステーション

ベースステーションは、インターネット回線と接続され、入力されたアナログ放送波をデジタルデータ化してインターネット回線に送信することができる機器であり、デジタルデータ化された放送データは、対応する専用モニター又はパソコン等からの指令に応じて、インターネット回線を通じて当該専用モニター又はパソコン等へ送信される。

利用者は専用モニター又はパソコン等の操作を通じてベースステーションに対して指令を発し、ベースステーションから送信された放送データを受信して、専用モニター又はパソコン等の画面で視聴する。

イ ブースター

電気信号を増幅する機能を有する機器である。

ブースターは、一方において、テレビの放送波（地上波）を受信するアンテナ端子にケーブルを用いて接続されており、他方において分配機に接続されている。

ウ 分配機

分配機は、放送波を各ベースステーションに供給するための分岐点の役目を果たす機器である。

分配機は、一方において、ブースターにケーブルを用いて接続されており、他方において各ベースステーションに接続されている。

エ ハブ

各ベースステーションとルーターとの間に介在して、1つ以上のLAN回線を束ねる役割を果たす機器である。

オ ルーター

ハブとインターネット回線との間に介在して、相互の信号やデータの割振りを行う機器である。なお、ルーターとインターネット回線とは、LANケーブル等のケーブル類を用いて接続されている。

(4) 本件サービスの利用手順

ア 本件サービスへの加入申込み

利用希望者は、本件サービスのホームページ ([http://●\(省略\)●/](http://●(省略)●/)) にアクセスして、本件サービスの内容を確認した上、サービス登録予約フォームに氏名等の必要事項を記入して、被告に送信することにより本件サービスの利用申込みを行う。

イ ロケーションフリーの被告への送付

被告から機器の受入準備が整った旨の電子メールを受信した申込者は、ロケーションフリーを購入し又は既に購入済みのロケーションフリーを被告のデータセンターに送付し又は自ら持参する。

2 争点2 (本件サービスにおいて、被告は本件放送の送信可能化行為を行っているか)について

(1) 自動公衆送信装置

「送信可能化」とは、著作権法2条1項9号の5に規定されるとおり、同号のイ又はロに該当する行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。

上記イ及びロは共に「自動公衆送信装置」の存在を前提とする行為であり、「自動公衆送信装置」とは、「公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置」をいう（著作権法2条1項9号の5イ）。

上記のとおり、自動公衆送信装置は、自動公衆送信する機能を有する装置であり、「自動公衆送信」とは、「公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（・・・中略・・・）を除く。）を行うこと」（同項7号の2）のうち、「公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう」（同項9号の4）。

そして、同法2条5項が「公衆」には、「特定かつ多数の者を含むものとする。」と定めていることから、送信を行う者にとって、当該送信行為の相手方（直接受信者）が不特定又は特定多数の者であれば、「公衆」に対する送信に該当するものと解される。

(2) 本件サービスにおける送受信行為の主体

ア 本件サービスの内容及び仕組み

上記2(2)、(3)認定のとおり、本件サービスは、被告において、①ベースステーションを利用するのに必要な接続をし（アンテナ端子やインターネット回線との接続等）、②ベースステーションを被告の事業所内で保管及び管理すること、を内容とするものである。

本件サービスにおいては、ベースステーション、ブースター、分配機、ハブ、ルーターが、おおむね別紙2のとおり接続されている。

イ 本件サービスにおけるベースステーションの位置付け

(ウ) ベースステーションの所有者について

上記2(4)認定のとおり、本件サービスにおいて、利用者は、いつ、どこで、いかなる種類のロケーションフリー（ベースステーション）を、いくらで購入するかにつき自由に意思決定をすることができ、自らこれを購入する。被告は、ロケーション

フリー（ベースステーション）の購入先を指定しておらず、また、購入の仲介ないしあっせんも行っていない（なお、被告のホームページには、利用希望者がロケーションフリーを購入し得る店舗の名称が列挙され、同店舗のホームページへのリンクが張られているものの、これは利用希望者の便宜を図る趣旨のものにすぎず、上記事実から、被告が購入の仲介やあっせんを行っているということとはできない。）。

また、利用者は、本件サービスに加入すると、購入したベースステーションを被告に送付し、以後、本件サービスの利用契約が継続している間はベースステーションの保管及び管理を被告が行うことになるものの、本件サービスの利用契約を解除した場合には、被告からベースステーションの返還を受けることもできる。

以上によれば、本件において、ベースステーションの所有者は、利用者であると認められる（なお、原告らにおいても、この点を特に争ってはいない。）。

本件全証拠によっても、利用者によるベースステーションの所有が仮装であること（実質的所有者が被告であること）を窺わせる事情は見当たらない。

#### ウ ベースステーションの機能等

（ア）上記2（1）、（3）、（4）認定のとおり、本件サービスにおいて用いられるベースステーションは、あらかじめ設定された単一のアドレスあてに送信する機能しかなく、1台のベースステーションについてみれば、「1対1」の送受信を行うものであって、「1対多」の送受信を行う機能を有しない。

そして、本件サービスにおいては、利用者各自につきその所有に係る1台のベースステーションが存在し、各ベースステーションからの送信の宛先は、これを所有する利用者が別途設置している専用モニター又はパソコンに設定されており、被告がこの設定を任意に変更することはない。

また、各ベースステーションからの送信は、これを所有する利用者の発する指令により開始され、当該利用者の選択する放送について行われるものに限られており、被告がこれに関与することはない。

#### （3）自動公衆送信装置該当性

ア 前記のとおり、自動公衆送信装置に該当するためには、それが（自動）公衆送信する機能、すなわち、送信者にとって当該送信行為の相手方（直接受信者）が不特定又は特定多数の者に対する送信をする機能を有する装置であることが必要である。

前記のとおり、本件サービスにおいて、ベースステーションによる送信行為は各利用者によってされるものであり、ベースステーションから送信されたデジタルデータの受信行為も各利用者によってされるものである。

したがって、ベースステーションは、各利用者から当該利用者自身に対し送信をする機能、すなわち、「1対1」の送信をする機能を有するにすぎず、不特定又は特定多数の者に対し送信をする機能を有するものではないから、本件サービスにおいて、各ベースステーションは「自動公衆送信装置」には該当しない。

3 争点3 (本件サービスにおいて、被告は本件著作物の公衆送信行為を行っているか) について

(1) 公衆送信

「公衆送信」とは、「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の一部の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。」をいう（同項7号の2）。

(2) 原告らは、本件サービスにおいて、被告は、①多数のベースステーションを被告の事業所に設置した上で、②これら多数のベースステーションに電源を供給、起動して、ポート番号の変更などの必要な各種設定を行い、③テレビアンテナで受信した本件番組をこれら多数のベースステーションに供給するために、被告が調達したブースターや分配機を介した有線電気通信回線によってテレビアンテナとこれら多数のベースステーションを接続し、④被告が調達し、被告において必要な設定を行ったルーター、LANケーブル及び

ハブを経由して、被告の調達した接続回線によりこれら多数のベースステーションをインターネットに接続し、⑤以上のような状態を維持管理する行為を行っており、被告による上記①ないし⑤の行為により実現される本件番組のテレビアンテナから不特定多数の利用者までの送信全体は、公衆によって直接受信されることを目的としてなされる有線電気通信の送信として、公衆送信行為（ここで、公衆送信とは自動公衆送信を意味するものと解される。）に該当すると主張する。

しかしながら、本件において、ベースステーションないしこれを含む一連の機器が「自動公衆送信装置」に該当するということはできず、ベースステーションから行われる送信は「公衆送信」に該当するものではないことは、前記3で述べたとおりである。

また、自動公衆送信し得るのはデジタルデータ化された放送データのみであり、アナログ放送波のままでは、インターネット回線を通じて「送信」することができない。

したがって、アンテナ端子とベースステーションとを接続することにより、アナログ放送波がベースステーションに流入しているとしても、その放送波の流入によっては、自動公衆送信し得るようにしたものとはいえない。

そして、本件サービスにおいて、アナログ放送波は、各利用者が選択した場合のみ、デジタルデータ化され、送信し得る状態になることからすれば、被告が自動公衆送信される放送データをベースステーションに入力しているということもできない。

エ なお、前述のとおり、本件サービスにおいて、受信機（利用者の専用モニター又はパソコン）に向けて、本件放送のデータを直接に送信する役割を果たす機器はベース

ステーションである。

被告が、アンテナ端子とベースステーションとを接続し、本件放送のアナログ放送波をベースステーションに流入させているとしても、被告の上記行為によっては、本件放送が受信機（利用者の専用モニター又はパソコン）まで送信されることはない（利用者の専用モニター又はパソコンからの指令がなければ、ベースステーションにおいて、アナログ放送波がインターネット回線を通じて送信可能なデジタルデータ化されることはない。）。

そして、このベースステーションから受信機に向けての送信の主体が各利用者であると解されることは、既に述べたとおりであるから、被告は、原告らと受信機（利用者の専用モニター又はパソコン）に向けて送信する主体である各利用者との間をつないで、本件放送の放送波（電気信号）をいわば運搬しているにすぎないのであって、被告による上記行為は、「公衆によって直接受信されることを目的と」するものではないというべきである。

そもそも、公衆送信が「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことをいう」と定義され（著作権法2条1項7号の2）、受信の直接性が要求されているのは、公衆送信行為というためには、公衆の利用する端末まで送信すること（本件では、その端末によって視聴し得る状態におくこと）が必要であることを意味するものと解される。このように解することが、自動公衆送信（同項9号の4）のほかに、送信可能化を観念し（同項9号の5）、著作権者等に送信可能化権を付与する（同法23条1項等）著作権法の規定とも整合するものといえる。すなわち、送信可能化は、インターネット等の発達により、著作物がいつ、どこから、どのような経路をたどって、どの端末に送信されたかということを確認することが困難な状況が生じたことから、このような状況においても、著作権者等の権利の保護を実効性のあるものとするため、公衆送信が実際に行われていなくても、自動公衆送信装置に情報を入力すること等が行われれば、著作権者等がその著作物に関して権利行使をすることができるようにした規定である。仮に、自動公衆送信装置に情報を入力することで公衆送信を行ったことになるのであれば、そもそも、公衆送信とは別に送信可能化という行為を観念する必要はないのであり、それにもかかわらず、送信可能化権が規定されていることに照らせば、著作権法は、自動的に情報を送信する機能を有する装置に情報を入力しただけでは、「公衆送信」を行ったことにはならないことを示しているものといえる。

よって、この意味においても、本件において、被告がアンテナ端子とベースステーションとを接続することは、公衆送信行為に該当しないといえる。

以上